

本荘東小学校いじめ防止基本方針

令和8年4月1日

【いじめに対する基本的な考え】

- いじめは、人権侵害であり、人として絶対に許されない行為である。
- いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものである。
- どの子どももいじめの被害者にも加害者にもなり得る場合がある。
- いじめは、学校、家庭、地域が、一体となって取り組むべき問題である。
- 未然防止の観点から、すべての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりが大切である。

【いじめ防止対策委員】

- ・校長、教頭、養護教諭、教務主任、生徒指導主事、当該学年主任、当該学級担任
- ・(必要に応じて) スクールカウンセラー (SC)、スクールソーシャルワーカー (SSW) 等

【いじめの防止】

- すべての教育活動で、子どもが安心できる「居場所づくり」に取り組み、自己有用感や充実感を感じることができるようになる。
- ・大切にしたい言葉「あおやさい (ありがとう・おもしろいね・やさしいね・いいね)」を積極的に用いながら温かい雰囲気と優しい環境づくりをしていく。
- ・子ども一人一人に関わり、見取り、励まし、働きかけ、支える指導をする。
- 主体的な学習へ導く授業づくりに努める。
- ・互いの個性や長所を認め合い、協働しながら主体的に課題解決をしていく力を育む。
- ・地区のよさを生かした体験活動や校外学習を通して、力を合わせて活動する喜びと達成感を味わう機会を設定し、相手を思いやる気持ちを育てる。
- ・子どもが主体となる縦割り活動や集会活動を通してよりよい人間関係を構築する。
- 家庭や地域と連携し、安心できる環境をつくる。
- ・子ども一人一人のよさを発揮できるよう、様々な活動の中で認め励ます。
- ・情報モラル教育を推進する。

【早期発見】

- ① 日常の観察や職員間の情報共有を通して、組織的な連携体制の下に子どものわずかな変化やサイン等に気付くことができるようにする。
- ② 校内学校生活アンケート (記名式 月1回 子どものみ回答) や学校生活アンケート (記名式 7月・11月 子どもと保護者回答)、教育相談等を定期的実施し、困っていることや悩んでいることを相談できる体制を整える。
- ③ 家庭や学童保育、見守り隊等と連携し、日常的に情報交換をする。

【いじめに対する措置】

- いじめと疑われる事案を発見した場合、被害児童の安全を確保するとともに学級担任や生徒指導主事が中心となって情報を収集・整理する。
- いじめ防止対策委員会を招集して情報を共有するとともに、被害児童のケア、双方の児童等への聴き取りなどの措置について方針を決定する。
- 被害児童、加害児童双方の保護者に確認した内容を正確に伝え、再発防止策、支援方針、今後の対応内容について具体的に説明し、共通理解を図る。
- 重大事態と認められる場合は、市教育委員会等関係機関と連携し、対応に臨む。

【保護者や地域との連携】

- 保護者、地域と学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。
- 保護者からの相談には、家庭訪問や面談により、迅速かつ誠実な対応に努める。
- 相談窓口、相談機関を周知する。

【関係諸機関との連携】

- 必要に応じて、警察、市子ども家庭支援センター、教育委員会等の関係諸機関と連携して、課題解決に臨む。
- スクールカウンセラー (SC)、スクールソーシャルワーカー (SSW) との連携体制を構築する。